

山口県報

平成25年
1月25日
(金曜日)

目次

○告示	平成二十四年度クリーニング師研修の指定(生活衛生課).....一
	保安林予定森林(森林整備課).....一
	指定施業要件の変更予定保安林(山口市)(森林整備課).....二
	漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課).....二
	道路の区域の変更(道路整備課).....三
	小野田都市計画事業小野田日の出一丁目土地区画整理事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....三
○公告	国土調査の成果の認証(地域政策課).....三
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....三
	大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....四
○公安委規則	山口県公安委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則.....四
山口県告示第十七号	
	クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定により、次の研修を平成二十四年度におけるクリーニング師の研修として指定した。
	平成二十五年一月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎



一 研修の主催者

名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター

住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修の開催期日及び開催場所

開催期日

平成二五、二、一七(日曜日)

開催場所

山口市緑町三番二九号

山口県労働者福祉文化中央会館

三 研修の受講料

五千円

山口県告示第十八号

保安林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十五年一月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 保安林予定森林の所在場所

光市大字束荷字八ヶ宗二九九の一

長門市三隅下字才ヶ埭二四の一、二四の二、字三把ヶ浴三七の一、字二条久保四一

の一、字丸ヶ段七八の一、字地吉七八の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

萩市川上字立野三三〇、三三一、四二一八、字佐古三三三から三三六まで、三三七の一、三三八、三三九、三四〇の一から三四〇の三まで、三四一、三四四の一、一三三、一三三四、一三三六、一四二二の一、一四二二の二、一四三三、四二〇八
長門市三隅下字大久保四八〇の一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市川上字佐古三四一・三四四の一・一四二二の一・一四二二の二・一四三三(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十五年一月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市阿東徳佐下字市ノ滝八三九から八四一まで、字扇畑八五五、八五六、八五八の一、八五八の二、八五九の一から八五九の三まで、字恵美須畑八六〇(次の図に示す部分に限る。)、八六二、字大迫二五五七の五六・一五五七の五七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一五五七の五九から一五五七の六七まで、字石道原第三一五八九の一、一五八九の一から一五八九の三四まで、一五八九の三六か

ら一五八九の三九まで、一五八九の四三から一五八九の五〇まで、一五八九の九〇から一五八九の一〇一まで、一五八九の一〇六、一五八九の一〇一から一五八九の二〇六まで、一五八九の二〇八から一五八九の二七二まで、一五八九の二七六、一五八九の二七九、一五八九の二八二、字徳佐ヶ峯一五八九の二、一五八九の二八五、字山田下一七八八の三から一七八八の二五まで、一七八八の一六(次の図に示す部分に限る。)、一七八八の一八から一七八八の二〇まで、一七八八の二三から一七八八の四六まで、阿東徳佐上字立山頭一四六四の三、字市場奥一四八一の二から一四八一の四まで、一四八一の九〇から一四八一の九二まで、一四八一の九五から一四八一の九九まで、一四八一の一〇二から一四八一の一〇七まで、一四八一の一〇二から一四八一の一〇五まで、一四八一の一〇八、一四八一の二一九、一四八一の二三九

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二十号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百三十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成二十一年山口県告示第一号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十五年一月五日限り消滅した。

平成二十五年一月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

柳井加入区

山口県告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十五年一月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類 県道
 路線名 山口宇部線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
宇部市大字西岐波字長谷一七三の五地先から同市同大字四地先まで	同字一七三の二	同字一七三の二	最狭 三三・六 最広 六一・八	二三七・二	

山口県告示第二十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第十条第一項の規定に基づき、小野田都市計画事業小野田日の出一丁目土地区画整理事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年一月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 土地区画整理事業の名称

小野田都市計画事業小野田日の出一丁目土地区画整理事業

二 事務所の所在地

山陽小野田市大字西高泊一三三九の六

三 施行認可の年月日

平成十八年六月六日

四 変更の内容

(一) 事業の名称を山陽小野田都市計画事業小野田日の出一丁目土地区画整理事業とす

る。

(二) 事業施行期間を平成十八年六月六日から平成二十五年四月三十日までとする。
 変更認可の年月日
 平成二十五年一月二十五日



(二四) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十五年一月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 国土調査を行った者の名称等

名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
岩国市	平成二十二年六月十一日から平成二十四年二月二十九日まで	岩国市地籍図	錦町須川の一部
長門市	平成二十二年六月十日から平成二十四年三月五日まで	長門市地籍図	仙崎、東深川及び深川湯本の各一部
美祢市	平成二十二年六月八日から平成二十四年三月二十四日まで	美祢市地籍図	日置上の一部

二 認証年月日

平成二十五年一月二十五日

(二五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年二月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県秋県民局において公衆の

縦覧に供します。

平成二十五年一月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年十二月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 きらり

代表者の氏名 村岡 章

主たる事務所の所在地 長門市三隅中一四七〇番地

三 定款に記載された目的

地域に住む障害者をはじめとする社会的弱者に対して、地域の産業、文化及び人々と密着し、連携した支援事業を行い、障害者等の福祉の向上と地域の振興に寄与すること。

(二六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年八月二十四日山口県公告(四一六)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年一月二十五日から同年二月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年一月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス光店

所在地 光市大字浅江字下鍛冶一三五三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。



山口県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年一月二十五日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第一号

山口県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則(山口県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十八年山口県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。別表に次のように加える。

技能検定員審査の成績	合格発表の日から一月	警察本部交通部連 転免許課
教習指導員審査の成績	合格発表の日から一月	警察本部交通部連 転免許課

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十五年一月二十五日印刷
平成二十五年一月二十五日発行

発行人所

山口県知事